

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料の減免

災害や失業などで所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難になった場合、保険料の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

保険料の支払い方法

保険料の支払いは、年金からの差し引きと口座振替のどちらかを選ぶことができます。口座振替を希望する方は、申し出てください。なお、支払い方法を年金からの差し引きから口座振替に変更する場合、手続きに2・3か月かかります。

【申込時に必要なもの】 本人の保険証、口座振替する口座の預貯金通帳とその届出印

※税申告時の注意

税申告時における社会保険料控除は、保険料を支払った方に適用されます。年金からの差し引きの場合は、差し引きされた本人の社会保険料控除の対象となります。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります

現在使用中の減額認定証は、平成24年7月31日で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。今までに減額認定証の交付を受け対象となる方には、7月中に新しい減額認定証を送付しますので、8月1日からは古い減額認定証は破棄し、新しい減額認定証を使用してください。

なお、今まで減額認定証の交付を受けていない場合は、減額認定証は送付されません。新たに減額認定を受ける場合は、手続きが必要になります。

【対象となる方】

区分Ⅱ	世帯全員が市・道民税非課税の方
区分Ⅰ	世帯全員が市・道民税非課税で、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、世帯員の年金受給額が、それぞれ80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給している方



色はオレンジ色です

平成24年度の年間保険料の計算方法

保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書で個別に通知します。

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{(1人当たりの額)} \\ \mathbf{47,709 \text{ 円}} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{(本人の所得に応じた額)} \\ \text{(平成23年の所得 - 33万円)} \times \mathbf{10.61\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の} \\ \text{保険料} \\ \text{(限度額 55万円)} \end{matrix}$$

1年間の保険料は、100円未満を切り捨てます。
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得とは…前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いた額です。
なお、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの所得控除を適用する前の額です。

保険料の軽減

▷均等割の軽減(年額)

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減前の均等割	軽減割合	軽減後の均等割
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない	47,709円	9割	4,770円
33万円		8.5割	7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は、該当になりません。		5割	23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)		2割	38,167円

▷所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下	5割

▷被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは…全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ(旧社会保険)や組合管掌健康保険(企業の健康保険組合など)、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

医療費通知の発行を希望する方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望する方に医療費通知を送付しています。この通知は、医療費の内訳をお知らせするもので、この通知を受け取った後に、医療費についての申請などをする必要はありません。

希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)または市高齢・介護室医療給付係へ電話でご連絡ください。なお、すでに医療費通知を受けている方は、引き続き通知されますので、手続きの必要はありません。

この通知を確定申告などの医療費控除の領収書の代わりにすることはできません。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係